

事 務 連 絡
令和2年4月23日

各障害福祉サービス等事業所 御中
各障害児通所支援事業所 御中

天理市健康福祉部
社会福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る利用者の居宅等での
通所サービスの臨時的な取扱いについて

平素より、本市における障害福祉行政の推進にご協力を賜り誠にありがとうございます。
表題の件について、これまでも厚生労働省より随時事務連絡（※参照）が通知されて
いるところです。

本市といたしましても、居宅等での通所サービスの臨時的な取扱いについて、新型コロナ
ウイルス感染拡大防止の重要性を鑑み、当面の間、可能な限り、利用者の居宅等におい
ての支援への移行をお願いします。

なお、支援にあたっては、下記の要領のとおり実施して下さいますようお願いいたしま
す。万一、書類の不備や支援の内容に疑義がある場合は、後日、返還請求の対象となるこ
とがありますのでご注意ください。

1. 対象者

居宅等での支援が可能な者

2. 対象事業

就労移行支援事業、就労継続事業（A型、B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練、
生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス

3. 取扱期間

奈良県に緊急事態宣言が発令された令和2年4月16日（大阪府等7都府県におい
ては令和2年4月7日）から当面の間（終期については、別途通知予定）

4. 届出に係る提出物

- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な居宅等でのサービス提供の届出
- ・臨時的な居宅等でのサービス内容を反映させた個別支援計画

5. 届出の提出時期

サービス提供前までに提出

(4月16日から本通知到着までは速やかに提出)

6. 報告に係る提出物

- ・ 臨時的な取扱いにおけるサービスの支援内容に関する報告書
- ・ 支援状況等が分かる可能な限りの記録(例:音声データ、動画ファイル、又は静止画等)

7. 報告書の提出時期

居宅等でのサービス提供をした月の翌月10日まで

8. その他

- ・ 本取扱いの対象者は、天理市で支給決定を受けている利用者に限ります。
- ・ 届出書、報告書等様式及び今後の更新情報等については、下記 URL に公表いたします。改めての通知はいたしませんので、随時ご確認いただきますようお願いいたします。

<http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kenkoufukushibu/shakaifukushika/index.htm>

1

(※) 主な厚生労働省通知

就労継続支援関係

- (令和元年3月9日付) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について (第3報)
- (令和2年4月13日付) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について (第4報)

障害福祉サービス事業所関係

- (令和2年2月20日付) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第2報)
- (令和2年3月10日付) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第3報)
- (令和2年4月9日付) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第4報)

放課後等デイサービス事業所関係

- (令和2年2月28日付) 新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関する放課後等デイサービス事業所等の対応について (その3)
- (令和2年4月13日付) 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業

に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて（4月13日版）